

公益通報連絡窓口について

本学教職員等が研究費の不正使用をしていることを発見した場合、または不正使用の話を持ちかけてきた場合は、下記の公益通報連絡窓口へご連絡ください。

【公益通報連絡窓口】

窓 口：総務部総務課

住 所：〒371-8510 前橋市荒牧町 4-2

直通電話：027-220-7003 又は 027-220-7101

F A X：027-220-7012

電子メール：koueki@jimu.gunma-u.ac.jp

※相談・告発者が特定される情報及び相談・告発内容については調査関係者以外には漏らしません。

また、単に相談・告発したことを理由に、相談・告発者に対して不利益な取扱いはしません。

■不正使用の例

・カラ出張

事実と異なる出張報告の内容（日数、目的、行き先等）などにより水増しや架空の請求を行い、旅費の支給を受けること

・カラ謝金

事実とは異なる業務実施報告の内容（日時、業務内容等）などにより水増しや架空の請求を行い、報酬又は賃金の支給を受けること

・架空発注

一旦納品した物品を業者に持ち帰らせるなどにより架空や水増しの請求を行い、大学に支払わせること

・預け金、品名替え

架空発注や事実とは異なる納品物または納品日が記載されている納品書・請求書により大学から支払わせ、業者等に資金を預けること

・プール金の強制

大学から支払われた旅費・謝金を、強制的に徴収して研究室等で管理すること